基準人口について

「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」では、平成22(2010)年10月1日に実施された国勢調査による人口に基づいて将来人口を推計するため、それに含まれる「国籍及び年齢不詳人口」(以下、不詳人口)を按分した男女年齢別人口(総人口)の基準人口を作成する必要がある。

全国および都道府県別の人口については、すでに総務省統計局が按分した基準人口を公表しており(http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm)、「日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計)」の基準人口としても採用されていることから、「日本の地域別将来推計人口(平成 25 (2013) 年 3 月推計)」の基準人口についても、総務省統計局の基準人口と整合的な基準人口を作成した。基準人口を作成する基本的な考え方は、都道府県別男女年齢別に設定される不詳人口の按分率を都道府県内の市区町村に一律に適用するというものである。具体的には、以下の通りである。

平成 22 (2010) 年国勢調査における都道府県iの男女s、年齢xの不詳人口の按分率をw(i,s,x)、不詳人口を按分する前の国勢調査人口をp(i,s,x)、不詳人口を按分した後の国勢調査人口をp(i,s,x)、不詳人口をp(i,s,n)とすると、按分率は(1)式で定義できる。

$$\mathbf{w}(i, s, x) = \left\{ \mathbf{P}(i, s, x) - \mathbf{p}(i, s, x) \right\} / \mathbf{p}(i, s, non) \quad \cdot \quad \cdot \quad (1)$$

国勢調査の結果と総務省統計局の作成した基準人口を用いることで、(1)式から都道府県 別男女年齢別の不詳人口の按分率を求めることができる。

続いて、求められた都道府県iの男女年齢別の不詳人口の按分率を、都道府県iに含まれる市区町村jに一律に適用し、不詳人口を按分する。すなわち、按分済みの国勢調査人口P(j',s,x)は、按分前の国勢調査人口p(j',s,x)、不詳人口p(j',s,non)を用いて(2)式で表すことができる。

$$\mathbf{P}(j^i, s, x) = \mathbf{p}(j^i, s, x) + \mathbf{w}(i, s, x) \times \mathbf{p}(j^i, s, non) \cdot \cdot \cdot (2)$$

このように作成された市区町村別の男女年齢別の基準人口には小数点が含まれる。ただし、推計結果として表章された平成22(2010)年の男女年齢別人口には四捨五入した値を掲載したため、男女年齢別人口の合計が必ずしも総計と一致しない場合がある。